

新たな未来を築くための 大学教育の質的転換に向けて

～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～

(答 申) (案)

平成24年8月28日
中央教育審議会

《目 次》

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨	1
2. 検討の基本的な視点	5
3. これからの目指すべき社会像と求められる能力	6
4. 求められる学士課程教育の質的転換	9
5. 学士課程教育の現状と学修時間	11
6. 学士課程教育の質的転換への方策	14
7. 質的転換に向けた更なる課題	16
8. 今後の具体的な改革方策	19
(別紙) これまでの審議経過	27
(別添1) 各学校段階の学びに関する制度	31
(別添2) 学士課程教育の質的転換への好循環の確立	32
(別添3) 学修成果を重視した評価について	33
○用語集	35
○概要	41

《 資 料 編 》

○関連データ	45
○「学士課程教育の現状と課題に関するアンケート調査」の概要	79

○大学教育改革地域フォーラムについて	109
○パブリック・コメントによる意見（概要）	127
○諮問文	145
○審議経過	151
○名簿	167

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

(本審議会の審議と社会の変化)

本審議会は、4年前の平成20年9月に文部科学大臣から「中長期的な大学教育の在り方について」包括的な諮問を受けた（その後の審議の経過は別紙）。審議を重ねたこの4年間に、我が国は未曾有の災害である東日本大震災に見舞われたほか、政治、経済、社会、文化、その他多方面にわたり、当時よりも更に大きな構造的変化に直面している。グローバル化や情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化は、社会の活力の低下、経済状況の厳しさの拡大、地域間の格差の広がり、日本型雇用環境の変容、産業構造の変化、人間関係の希薄化、格差の再生産・固定化、豊かさの変容など、様々な形で我が国社会のあらゆる側面に影響を及ぼしている。さらに、知識を基盤とする経営の進展、労働市場や就業状況の流動化、情報流通の加速化や価値観の急速な変化などが伴い、個人にとっても社会にとっても将来の予測が困難な時代が到来しつつある。

(高まる大学改革への期待)

このような時代背景の下で、社会の各方面・各分野において大学改革に対する期待が高まっている。なぜなら、予測困難な時代において、地域社会や産業界は、今後の変化に対応するための基礎力と将来に活路を見いだす原動力として、有為な人材の育成や未来を担う学術研究の発展を切望しているからである。さらに、大学進学率が5割を超え、我が国の高等教育が新たな段階に入ったこと、また、国公立大学の法人化、私立学校法改正による学校法人運営の改善や認証評価制度の導入から10年近くが経過し、高等教育改革の必要性や質の保証の妥当性が社会的に意識され、強く要請されるようになったことなども、大学改革に対する社会の期待の大きな要素である。

もちろん、これまで我が国の大学は、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質に立脚しつつ、国際比較において社会全体から大学への投資が必ずしも十分とは言えない中、知的蓄積への多大な努力を積み重ねてきた。特に、ここ20年の大学改革の取組の中で、我が国の学士課程教育について、改善のための様々な工夫が行われ、多くの進展がなされてきた（3ページ「学士課程教育の改善の経緯」参照）。本審議会の審議は、こうした進展を踏まえ、さらにこれからの時代における我が国の大学のありべき姿を求め続けてきた。また、後述するように、今回の審議の過程では学生と双

方向の議論も重ねたが、多くの学生が課題を認識しながらも希望を持って真摯に学修^{*1}に励んでいる現実を強く印象付けられた。

本審議会は、学生のこうした知的潜在力を積極的に受け止め、それを更に引き出すための大学教育の質的転換の重要性を改めて認識するものである。

(未来の形成に寄与し、社会をリードする大学へ)

予測困難な時代において、我が国にとって今最も必要なのは、将来の我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力である。

「未来を予測する最善の方法は、自らそれを創り出すことである」^{*2}。未来を創り出すために、大学ができることは計り知れない。新しい知識やアイデア、人と人とのネットワークに基づいた新しい時代の見通しとそこでの大学の役割を、大学は自らの言葉で国民と世界の人々に対して語り、働きかけることができる。未来を見通し、これからの社会を担い、未知の時代を切り拓く力のある学生の育成や、将来にわたって我が国と世界の社会経済構造や文化、思想に影響を及ぼす可能性を持つ学術研究の推進などを通して、未来を形づくり、社会をリードする役割を担うことができる。

様々な社会システムの中で、知的蓄積を踏まえた「知」の継承や発展そのものを目的とした自律的な存在である大学にこそ、こうした役割が求められている。

ただし、大学がこのような役割を積極的に果たすために議論すべき課題・論点は多々存在する。本審議会は、次代を生き抜く力を学生が確実に身に付けるための大学教育改革が、学生の人生と我が国の未来を確固たるものにするための根幹であり、国を挙げてこれを進める必要があるという認識に立って、まず学士課程教育の質的転換に焦点を当てて審議を重ね、その結果を以下のとおり答申として取りまとめた。大学における教育の質的転換は、後述のように、学生が未来社会を生き抜く力を修得するために、また大学が我が国と世界の安定的、持続的な発展に重要な役割を担うためにも、必要不可欠である。大学関係者には、未来への自らの責務と可能性を自覚し、真摯に教育改革に取り組むことが求められている。また、学生や保護者、地域社会、地方公共団体、企業、非営利法人など、広く社会が本答申に述べられている問題意識を共有し、ともに学士課程教育の質的転換に取り組むことが重要と考える。

このように今回の答申は、平成20年12月の本審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（以下「学士課程答申」という。）などにおいて詳細に示されている学士課程教

*1 大学設置基準上、大学での学びは「学修」としている。これは、大学での学びの本質は、講義、演習、実験、実習、実技等の授業時間とともに、授業のための事前の準備、事後の展開などの主体的な学びに要する時間を内在した「単位制」により形成されていることによる（別添1参照）。

*2 米国の計算機科学者のアラン・ケイの言葉。

育の質的転換のための方策を、各大学が大学支援組織や文部科学省、地域社会、企業等と連携しながら、改革サイクルの中で、着実に実行するための具体的な手立てを明確にしたものである。

なお、学士課程教育以外の教育の改善については、大学院については平成17年^{*1}、平成23年^{*2}に、高等専門学校については平成20年^{*3}に本審議会において答申をまとめている。

【参考】学士課程教育の改善の経緯

学士課程教育については、累次の本審議会や大学審議会答申^{*a}を踏まえ、種々の改善が行われてきた。平成3年の大学設置基準の改正以降は、大学は学士課程教育を自らの理念に基づき組織的に提供し、それを常に改善することが求められ、その結果、例えば、授業計画（シラバス）^(※)を作成する大学は平成5年の80大学（15%）から平成21年の705大学（96%）、学生による授業評価は38大学（7%）から599大学（80%）、ファカルティ・ディベロップメント^(※)は151大学（29%）から746大学（99%）にそれぞれ増加するなどの進展が見られた。

平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、我が国の高等教育がユニバーサル段階に入り、その課題は量的規模から質の保証に移ったことを明らかにするとともに、質の向上について機能別分化への対応を指摘した。この答申を受けて、大学院の課程については同年9月に、学士課程については平成20年12月にそれぞれ本審議会答申がまとめられた。特に、平成20年12月の学士課程答申は、我が国の大学が授与する学位としての学士が保証する能力の内容として「知識・理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」及び「総合的な学修経験と創造的思考力」を挙げ、各大学が学位授与の方針^(※)を明確化すること促した。また、各大学において学生の学修時間の実態を把握した上で単位制度を実質化することを求めた。

現在、我が国の大学教員の一学期当たり担当授業時数は8コマ程度と国際的に見て比較的多く^{*b}、かつ、教員の勤務時間における教育に関する時間の割合は増加している^{*c}。また、ナンバリング^(※)による体系的な教育課程の編成や学生が授業の事前の準備をするための工程表としての授業計画（シラバス）等による学修時間の伴う質の高い教育を展開している大学もある^{*d}。また、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等による課題解決型の能動的学修（アクティブ・ラーニング^(※)）に取り組み、成果を上げる大学も出てきている^{*e}。国際的通用性が問われる知識基盤社会、グローバル社会の高等教育において、日本型の学士課程教育モデルとして、このような取組の更なる発展・展開が期待される。

(※)「用語集」を参照（以下同じ。）。

*a 例えば、

- ・ 「大学教育の改善について」（昭和38年1月28日中央教育審議会答申）
- ・ 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月11日中央教育審議会答申）
- ・ 「臨時教育審議会第1次～第4次答申」（昭和60年6月、昭和61年4月、昭和62年4月、昭和62年8月）
- ・ 「大学教育の改善について」（平成3年2月8日大学審議会答申）
- ・ 「高等教育の一層の改善について」（平成9年12月18日大学審議会答申）
- ・ 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月26日大学審議会答申）
- ・ 「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14年2月21日中央教育審議会答申）

*1 「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成17年9月5日中央教育審議会答申）

*2 「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）

*3 「高等専門学校教育の充実について」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）

- ・ 「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）
 - ・ 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）
- などが上げられる。

特に、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」では、①修業年限等による高等教育機関の種別化・多様化、②一般教育と専門教育という形式的な区分の廃止による教育課程の合理化、③指導形態に応じた教育方法の工夫・改善、④学修の意欲や必要が生じた場合に適時再教育が受けられるよう高等教育の開放、⑤学長を中心とする中枢管理機関に十分な指導性を発揮させる学内意思決定手続きの合理化、などの高等教育改革の基体構想を提言している。

「臨時教育審議会第1次～第4次答申」では、第1次答申で、①学歴社会の弊害の是正、②大学入学者選抜制度の改革、③大学入学資格の自由化・弾力化などについて、第2次答申で、①生涯学習体系への移行、②大学教育の充実と個性化のための大学設置基準の大綱化、簡素化など、③高等教育機関の多様化と連携などについて、第3次答申で、高等教育機関の組織・運営の改革などについて、それぞれ提言している。

大学審議会の「大学教育の改善について」では、①授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の弾力化、②自己点検・評価システムの導入、③昼夜間講制・科目等履修生制度の制度化など、生涯学習などに対応した履修形態の柔軟化、などについて提言している。

「学士課程教育の構築に向けて」では、「学位授与」、「教育課程編成・実施」、「入学者受入れ」の三つの方針^(※)の明確化と、そのための改善方策として、①学士力の提示、②順次性のある体系的な教育課程の編成、③初年次教育の充実や高大連携の推進、などについて提言している。

*b 東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学教員調査」（平成22年）（<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat88/post-25.html>）による（関連データ（p61）参照）。

*c 科学技術政策研究所「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（平成23年）（<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/dis080j/pdf/dis080j.pdf>）によると、2002年と2008年の比較で、教員の総職務時間に占める教育時間の割合が5%以上増加している（関連データ（p61）参照）。

*d 国際基督教大学では、ナンバリングによる体系的な教育課程の編成、キャップ制やアドバイザー制度により履修指導に基づく教育課程の実施、GPAによる厳格な成績評価を相互に連携させて運用している（<http://www.icu.ac.jp/liberalarts/educational/system.html>）。

金沢工業大学では、シラバスにあたる学生支援計画書の準備に先立ち、学内の教員にアクティブ・ラーニングの実施を依頼している。学修支援計画書には、授業の運営方法や予習・復習時間の目安を明示している。また、活動記録を用いた修学支援や、正課外の時間を含めた学修環境の整備により、主体的な学びを支援している（<http://www.kanazawa-it.ac.jp/about/kyoiku/syllabus.html> <http://www.kanazawa-it.ac.jp/kyoiku/portfolio.html> <http://www.kanazawa-it.ac.jp/shisetsu/index.html>）。

国際教養大学では、自主学修を含んだ学修により英語運用能力を磨く英語集中プログラム（EAP）を実施。全入学生を対象にした「アカデミック・アドバイザー制度」^(※)による履修指導、図書館の24時間開放などにより、学生の学びをサポートしている（<http://www.aiu.ac.jp/japanese/education/curriculum/index.html> <http://www.aiu.ac.jp/japanese/education/eap/index.html> <http://www.aiu.ac.jp/japanese/campus/library/library01.html>）。

新潟大学では、全授業科目を「全学科目」とし、分野・水準表示法を導入。主専攻分野のほかに複数の分野で体系的に学ぶことができる主専攻・副専攻プログラムを実施している（<http://www.iess.niigata-u.ac.jp/program/support/index.html> <http://www.iess.niigata-u.ac.jp/program/>）。

*e 筑波大学では、教養教育を再構築し、能動的学修を促す教育方法（討論、クリッカー^(※)、eラーニング等）を導入している（[http://www.ole.tsukuba.ac.jp/sites/default/files/leaflet2\(all\)_1.pdf](http://www.ole.tsukuba.ac.jp/sites/default/files/leaflet2(all)_1.pdf)）。

立教大学では、経営学部を対象に「ビジネス・リーダーシップ・プログラム（BLP）」において、アクティブ・ラーニングを導入し、グループで自治体や企業から依頼された問題を解決する企画を提案する問題解決型の学修を実施している（<http://cob.rikkyo.ac.jp/blp/about.html>）。

2.検討の基本的な視点

本審議会における今回の審議の基本的な視点は、以下のとおりである。

(双方向の意見交換や客観的なデータの重視の視点)

第一は、大学教育の質に関わる現状と課題並びに対応策を、可能な限り学生や教職員、経済界関係者、高等学校関係者など、多くの関係者との双方向の意見交換や客観的なデータに基づいて分析し議論を行うという視点である。審議会での審議のみならず、全国各地の様々なタイプの12大学のキャンパスで学生を中心とした延べ3,400人を超える参加者が活発な議論を重ねた大学教育改革地域フォーラムや、約2,600人の学長・学部長から回答を得た「学士課程教育の現状と課題」に関するアンケート調査（以下「学長・学部長アンケート」という。）、パブリック・コメントに寄せられた意見等から、今回の答申をまとめるに当たって重要な視座を得た。また、多くの有識者に御協力いただいた本審議会におけるヒアリングからも重要な示唆を得ることができた。学長・学部長アンケートから得られた貴重なデータについては、研究者や関係者を中心に広く共有するとともに、文部科学省において専門的な知見に基づく更なる分析を行う予定である。

(初等中等教育から高等教育にかけて能力をいかに育むかという視点)

第二は、予測困難なこれからの時代をより良く生きるための人間像と、これからの我が国の社会像、及びそれらを実現し、維持し、向上させるために求められる能力を、初等中等教育から高等教育までの連携と役割分担によって育成するという視点である。国民一人一人の主体性と協調性が要請される成熟社会たるべき我が国の社会においては、単なる知識再生型に偏った学力、自立した主体的思考力を伴わない協調性、他者の痛みを感知しない人間性は通用性に乏しい。

学士課程答申は「各専攻分野を通じて培う学士力」を「参考指針」として提示した。今、重要なのは、

- ・ 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
- ・ 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担いうる、倫理的、社会的能力
- ・ 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ・ 想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験

を育むことである。これらは予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」の重要な要素であり、その育成は先進国や成熟社会の共通の課題と

なっている。

次代を担う若者にこのような能力を身に付けさせるためには、学校制度全体を、従来からの組織や形式の観点からではなく、プログラム^{*1} 中心・具体的な成果中心の観点から見直すことが必要である。また、人間としての自らの責任を果たし、他者に配慮しつつ協調性を発揮できるための倫理的、社会的能力を身に付けられるようにするとともに、答えのない問題に対して自ら解を見出していく主体的学修の方法や、想定外の困難に際して的確な判断力を発揮できるための教養、知識、経験を総合的に獲得することのできる教育方法を開発し、実践していくことが必要である。すなわち、成熟社会において職業生活や社会的自立に必要な能力を見定め、その能力を育成する上で初等教育、中等教育、高等教育それぞれの発達段階や教育段階において有効な知的活動や体験活動は何かという発想に基づき、それぞれの学校段階のプログラムを構築するとともに、教育方法を質的に転換することが求められている。

(迅速な改革の必要性)

第三は、迅速な改革の必要性である。前述のとおり、大学の教育研究に対する学生や社会の期待はますます大きくなっている。学生個人にとっても社会にとっても、学士課程教育の質的転換は喫緊の課題であり、言わば「待ったなし」の課題である。質的転換が遅れば遅れるほど、これからの時代を生きる学生の人生と我が国の未来に負の影響が出かねない。各大学や文部科学省、地域社会や経済界等における関係者には、直ちにできることを速やかに行動に移すことが求められる。本審議会も、制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要がある課題については直ちに議論を進めることとしている。

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

(我が国の目指すべき社会像)

かつて我が国が工業社会として成長していた時代とは異なり、現在の我が国社会の特徴は、成熟社会、少子高齢化社会、知識基盤社会、グローバル社会などと表現され

*1 身に付けるべき能力を育成する課程。大学においては、修了者の能力証明として発展してきた学位を与える課程（「我が国の高等教育の将来像」平成17年1月28日中央教育審議会答申（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm））。

る。普及品の量産では、勃興する中国やインド、多くの新興国等に引き離される状況にある。価値やアイデアの革新（イノベーション）が世界各地で絶え間なく進む中で、我が国固有の付加価値を有する、製品、サービス、制度やシステムを時々刻々変化する状況を乗り越えて創出することが求められている。

アジア最大の成熟社会である我が国が更に発展するためには、学術研究や技術、文化や思想といった固有の知的な資源を重視するとともに、それらの維持、発展を担う人材を育成することが求められる。さらに、国内外の経済需要や活発な社会活動を掘り起こすことができるイノベーションを生むとともに、我が国の生み出した新たな価値を異なる文化的・言語的背景をもつ人々に発信し、海外において積極的、持続的な展開と浸透を図っていく必要がある。我が国の強みである優れた学術研究や技術、洗練された文化、若者の潜在力等を、思想や技術、経営、社会システムに至るパラダイム（認識や考え方の枠組み）の転換に活かすことが求められる。このような発展は、一部の経営者、起業家、研究者等によってのみ成し遂げられるものではない。イノベーションを生み出すアイデアや人材を支える公正で安定した社会、活力ある地域社会・経済、海外展開可能な製品やサービスを吟味できる成熟し開かれた国内市場の創出などが不可欠である。そのためには、国民一人一人が主体的な思考力や構想力を育み、想定外の困難に処する判断力の源泉となるよう教養、知識、経験を積むとともに、協調性と創造性を合わせ持つことのできるような大学教育への質的転換、また、少子高齢化社会等の中で誰もが必要な医療・介護・保育等を安心して受けられる社会システムの構築と維持、そのために必要な人材の育成などが必要である。

このように、我が国が目指すべきは、優れた知識やアイデアの積極的な活用によって発展するとともに、教育、医療・介護・保育等、人が人を支えるべき場において公正な仕組みがはたらく、安定的な成長を持続的に果たす成熟社会のモデルである。それは、本審議会が次期教育振興基本計画に向けて構想している「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」にほかならない。成熟社会にふさわしいモデルを提示・実現することにより、負の連鎖を正の連鎖に転換し閉塞感を打破していくことが求められている。

（成熟社会において求められる能力）

大学は、教育と研究を通じて、上に示唆したような学生の未来と社会の未来を創り出す、極めて重要な責務を担っている。

これから人材需要の増加が見込まれる分野は、現在においても短期高等教育を含め

た高等教育修了者が就業者の大きな割合を占めている^{*1}。また、製造業等においても、国内の生産拠点の海外移転等に伴って人材需要が高等教育修了者にシフトする傾向がある。したがって、本審議会は、学士課程答申と同様に、現在の大学進学率等の水準が過剰であるという立場をとらない。多くの国々において最近20年間に大学進学率も進学者数も上昇している中で、20年前には相対的に高かった我が国の大学進学率は、現在では経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均を下回っている^{*2}。さらに、主要国の中で我が国のみが、進学率は上昇しているものの進学者数が減少している^{*3}。また、社会人学生の入学割合がOECD加盟国の平均を大きく下回っている^{*4}とともに、全大学生に占める留学生の割合についても、世界全体の留学生数が拡大する中、減少している^{*5}。このような現実を踏まえれば、高等教育の規模を縮小することは、必要な数の労働力人口が確保できず、我が国の社会経済の停滞、萎縮につながるだけでなく、社会人に対する学び直しの場の提供や、様々な背景を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨き、グローバルな視点を養成するといった、大学が果たすべき役割を達成できなくなることにつながると思う。

より重要な課題は、人材の質の確保である。大学を中心に社会全体で取り組むべき課題は、高等教育を通じて、5ページで述べたような成熟社会において求められる「学士力」の重要な要素を有する人材を確実に育成することである。「学士力」が土台となって、学術研究や技術、文化的な感性等に裏付けられた我が国固有のイノベーションを起こす能力、我が国が生み出した固有の価値を異なる文化的・言語的背景を持った人々に発信できる能力、異なる世代や異なる文化を持った相手の考え方や視点に配慮しつつ、意思疎通ができる能力など、未来社会の形成に寄与する力が育成される。

我が国の現在の状況に鑑みれば、グローバル化の加速する社会において活躍できる人材の育成の重要性が増していることは論を俟たない。政府のグローバル人材育成推進会議も、層の厚いグローバル人材が必要だと指摘しており^{*6}、その具体的な育成の目標と方策を示しているが、そのために高等教育が果たすべき役割は極めて大きい。グ

*1 平成23年3月の新卒就職者80万人のうち、大学院・大学・短期大学の卒業者は約45万人（約57%）（関連データ（p49）参照）。

*2 大学進学率（2009年）は、日本の49%に対し、OECD平均は59%（関連データ（p52）参照）。

*3 日本の高等教育進学者数は、約73万人（1990年）から約68万人（2009年）に減少（関連データ（p52）参照）。

*4 日本の大学における社会人の入学者割合（推計）は約2%（2009年）に対し、社会人入学者が相当数含まれる25歳以上の入学者割合のOECD平均は約21%（2009年）と大きな開きがある（関連データ（p53）参照）。

*5 全世界での留学生数は1990年の約130万人から2009年には約370万人まで増加。日本への留学生数は、2005年の約12万人から2009年には約13万人と人数は増加しているが、全世界の留学生全体に占める割合は4.1%から3.6%に減少している（関連データ（p56）参照）。

*6 「グローバル人材育成戦略」平成24年6月4日グローバル人材育成推進会議（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/global/1206011matome.pdf>）（関連データ（p56、57）参照）

グローバル人材の土台として重要なのは、我が国の歴史や文化に関する知識や認識、多角的な文化の受容性、あるいは前述のような認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力である。これらはグローバル化による社会経済構造の変化に対応するための全ての国民の課題でもある。

また、このような社会経済構造の変化の中で、持続可能で活力ある地域の形成も極めて重要かつ喫緊の課題である。大学が地域再生の拠点となるとともに、地域の未来を担う有為な人材の育成に責任を持つことが求められる。汎用的能力はこのような地域社会・経済を支える人材にとっても必要不可欠である。

4. 求められる学士課程教育の質的転換

(学士課程教育の質的転換)

前述のとおり、我が国においては、急速に進展するグローバル化、少子高齢化による人口構造の変化、エネルギーや資源、食料等の供給問題、地域間の格差の広がりなどの問題が急速に浮上している中で、社会の仕組みが大きく変容し、これまでの価値観が根本的に見直されつつある。このような状況は、今後長期にわたり持続するものと考えられる。このような時代に生き、社会に貢献していくには、想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力が求められる。

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである。

学生の主体的な学修を促す具体的な教育の在り方は、それぞれの大学の機能や特色、学生の状況等に応じて様々であり得る。しかし、従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学

生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等)、授業の受講(教員の直接指導、その中での教員と学生、学生同士の対話や意思疎通)や事後の展開(授業内容の確認や理解の深化のための探究等)を促す教育上の工夫、インターンシップやサービス・ラーニング^(※)、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要である。

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。

大学教育の質的転換を実践していくには、学生の主体的な学修を支えるための教育方法の転換と教員の教育能力の涵養が必要であるが、それには研究能力の一層の向上が求められる。双方向の授業を進め、十分な準備をしてきた学生の力を伸ばすには、教員が当該分野及び関連諸分野の学術研究の動向に精通している必要があり、そのためには教員が自らの研究力を高める努力を怠らないことが大切である。学士課程答申で指摘されているとおり、研究という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、研究の成果に基づき、自らの知識を統合して教育に当たることは大学教育の責務である。教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追求することが、一層重要である。

(認識の共有の必要性)

かつての高度成長期には、「企業は大学教育に多くを期待しておらず、入社後の社内教育と実務上の経験や実践で人材を伸ばせばよい」、「昔から大学生は勉強しておらず、それでも卒業後社会で十分に活躍してきた」という認識が比較的広く存在していた。今日、多くの企業等が、大学に対して、入学者選抜によるふるい分け機能ではなく、教育の丁寧な過程を通してどのような能力を育成し、「何を身に付け、何ができるようになったか」を問うようになっている。

大学関係者等は、学士課程教育の質的転換が「待ったなし」の課題であり、若者や学生、地域社会や産業界を含め、社会全体にとって極めて切実な問題であることを改めて認識する必要がある。我が国の未来、また我が国に対する国際的な評価や信頼は、将来にわたる知的な潜在力に大いに依存する。全国の若者や学生がいかにしっかりと主体的な学修をしているか、各大学が教育方法の質的転換を通して学生の主体的な学

(※)「用語集」を参照(以下同じ。)

修の場をいかに支えているかが、知的な潜在力の指標となるものである。

したがって、何らかの具体的な行動に着手することによって、まず学士課程教育の質的転換への好循環を生み出し、それが確かな成果をあげることによって、学生や保護者、地域社会、地方公共団体、企業、非営利法人など、広く社会がその実感を共有し、その結果、大学における学修への信頼が高まるという大きな社会的好循環を形成することが求められる。

(質的転換を目的とした学修時間の実質的な増加・確保)

そのためには、これまでの学士課程教育の成果と課題を踏まえつつ、緊要性や実際性、効果等を考慮しつつ、まず改革のための具体的な始点を定め、そこから質的転換へと大きく展開することが必要である。

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の始点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的な増加・確保が必要であると考えた（別添2「学士課程教育の質的転換への好循環の確立」参照）。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

(学士課程教育の課題)

本審議会が学士課程教育の質的転換への好循環の始点として学生の学修時間の増加・確保に着目したのは、我が国の大学生の学修時間が諸外国の学生と比べて著しく短いという現実を改めて認識したからに他ならない。大学制度において、前述のとおり1単位は授業前後の主体的な学修を含めて45時間の学修を要する内容で構成することが標準とされている^{*1}。この単位制度は学修の主体性という大学における学修の本質に

*1 大学設置基準（文部科学省令第28号）（抄）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

基づく仕組みであるとともに、体系的な教育課程と不可分に連動している。

卒業の要件は原則として4年以上の在学と124単位以上の単位修得であることを踏まえると、学期中の一日当たりの総学修時間は8時間程度であることが前提とされている^{*1}。しかし、実際には、我が国の学生の学修時間はその約半分の一日4.6時間にとどまるという調査結果がある^{*2}。これは例えばアメリカの大学生と比較して極めて短い^{*3}。同調査によれば、理学、保健、芸術分野は相対的に学修時間が長い、社会科学分野は特に短い。

これに関連して、前述のとおり授業計画（シラバス）を作成している大学は平成21年度で96.4%まで進んでいるが、そのうち「具体的な準備学修内容を示している」大学は35.8%、「具体的な標準学修時間の目安を示している」大学は6.8%にとどまっている^{*4}。

また、国民、産業界や学生は、学士課程教育の現状に満足していない。例えば、ある新聞社の世論調査では、日本の大学が世界に通用する人材や社会、企業が求める人材を育てているかとの質問に、6割を超える国民が否定的な回答をしている^{*5}。また、経済団体の調査によれば、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とでは、特に「チームで特定の課題に取り組む経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などの点で重要性の認識に差異や隔たりがある^{*6}。さらに、学士課程教育を受けている学生の5～6割が「論理的に文章を書く力」、「人に分かりやすく話す力」、「外国語の力」についての大学の授業の有効性を否定的に捉えている^{*7}。

*1 大学設置基準が想定している、一般的な学期中の1日当たり総学修時間の算定は以下のとおり。

卒業要件＝124単位、1単位＝45時間＝（授業1時間＋関連する学修2時間）×15週

1学期で修得するべき単位＝124単位÷4年間÷2学期＝16単位

1学期の学修時間＝16単位×45時間＝720時間

1週間の学修時間＝720時間÷15週＝48時間

1日の学修時間（1週間を6日間で計算）48時間÷6日＝8時間

*2 東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学生調査」（平成19年）（<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat82/post-6.html>）による（関連データ（p58）参照）。なお、このほかにも独立行政法人学生支援機構「平成22年度学生生活調査」（平成22年）（http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/10.html）では、「大学の授業」と「大学の授業の予習・復習」を合わせた1日当たりの学修時間の平均は3.7時間というデータもある。

*3 「全国大学生調査」（前出*2）、及びNSSE（National Survey of Student Engagement）による（関連データ（p58）参照）。

*4 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」（平成21年度）（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/_icsFiles/afiedfile/2011/08/25/1310269_1.pdf）による（関連データ（p62）参照）。

*5 朝日新聞社『「教育」をテーマにした全国世論調査結果』平成23年1月1日（18面）による（関連データ（p62）参照）。

*6 日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（平成16年）（<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/083.pdf>）による（関連データ（p63）参照）。

*7 「全国大学生調査」（前出*2）による（関連データ（p64）参照）。

学長・学部長アンケートによれば、学生の学修成果について、「専門的知識、技術・技能」、「職業人としての倫理観」について学長・学部長は高い満足度を示しているが、成熟社会において重要な「獲得した知識等を活用し、新たな課題に適用し課題を解決する能力」や「汎用的能力」に関する満足度が相対的に低い。また、学修時間については、「授業に出席し受講する時間」に関しては高い満足度を示しているが、「事前の準備や事後の展開など授業外の学修時間」に関しては満足度が極めて低い。

(学修時間に着目する理由)

このような学士課程教育の課題を踏まえれば、学生が、予測困難な時代にあって生涯学び続け、主体的に考える力を修得するには、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する十分な学修時間が不可欠である。学修時間が短いという現状に加えて、学生の学修時間に着目して学士課程教育の改善を図る理由は以下のとおりである。

第一に、教育課程の基準が法令で定められ、授業時数を中心に教育課程が編成されている初等中等教育とは異なり、学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開という学修の過程に一定時間をかけて取り組むことをもって単位を授与し、また、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって学位を授与するというのが大学制度である。学修の量と質の両立のためには、質を伴った学修時間であることが必要である。したがって、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言えよう。

第二に、学士課程教育の改善については様々な手法や着眼点が考えられるが、学修時間は、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性を確保しつつ、大学間の制度的な共通性を維持し、学士課程教育の質的転換に向けた好循環の始点となる指標として活用できる基本的な条件である。

第三に、学士課程教育における質を伴った学修時間の確保は、世界的にも学士課程

教育の質の保証が課題^{*1}になる中で、国際的な信頼の指標として不可欠である。

以上のような観点から、本審議会としては、学士課程教育の質を飛躍的に向上させるために、十分な質的充実を前提としつつ学生の学修時間の増加・確保を始点として、学生の主体的な学びを確立することが必要だと考える。

(減少する高校生の勉強時間)

なお、大学生の学修時間に関連して、高校生についても学力における中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少しているという調査結果^{*2}も深刻に受け止める必要がある。後述するように、その背景には、高等学校教育自体の課題に加え、大学進学率の上昇と大学入学者選抜の実施方法の多様化・評価尺度の多元化等による大学入学者選抜における選抜機能の低下も考えられる。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

(体系的・組織的な教育の実施)

学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠である。ただし、この点の改善は、学生に向かって「学修時間を増やさない」と呼びかけることだけでは実現しない。学生の学修時間の増加・確保には、学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫が不可欠である。すなわち、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証す

*1 近年の動向として、欧州においては、1999年の「ボローニャ宣言」以降、欧州域内の国際競争力の向上の基盤としての域内の学位等の国際通用性の確保のため、「ボローニャ・プロセス」が進行中である。2010年以降は、高等教育資格の円滑な認定を行う「欧州高等教育圏」の構築を目標に設定した。ASEAN地域では、AUN（ASEAN大学連合）等が単位互換等の共通の質保証枠組みを検討している。

国際機関においては、2005年、UNESCO（国連教育科学文化機関）とOECD（経済開発協力機構）が「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」を策定した。また、2006年以降、OECDにおいて高等教育の学修成果に関する国際的な検討が進められている。2011年には、UNESCOの「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の採択会合が東京で開催され、締約国間における高等教育資格等の相互認定に関する原則等を定めた条約案が採択された。

我が国においても、各大学による国際教育連携を通じた教育内容の充実等の観点から、平成22年、中央教育審議会大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループが「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。（関連データ（p64）参照）

*2 Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査報告書」（平成19年）（http://benesse.jp/berd/center/open/report/gakukihon4/hon/index_kou.html）による（関連データ（p65）参照）。

ることが必要である。

したがって、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。

- ・ 教育課程の体系化

大学、学部、学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連し合うかが、あらかじめ明示されること。なお、大学としての学位授与の方針に対して授業科目数が過多であったり、科目の内容が過度に重なっている場合は、その精選の上に体系化が行われる必要がある。また、科目を履修する学生をはじめ、当該大学、学部、学科等が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号をつける（ナンバリング）など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である。

- ・ 組織的な教育の実施

体系的な教育課程に基づいて、教員間の連携と協力による組織的教育が行われること。往々にして大学の授業（授業科目）は個々の教員の責任に委ねられ、教員の専門性に引きつけた授業科目の設定が行われてきたが、学士課程教育の質的転換のためには、教員全体の主体的な参画による教育課程の体系化と並んで、授業内容やその実施に関わる教員の組織的な取組が必要である。

- ・ 授業計画（シラバス）の充実

学生に事前に提示する授業計画（シラバス）は、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように作成されること。

- ・ 全学的な教学マネジメントの確立

教員の教育力の向上を含む諸課題の発見と解決を進めるため、学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントを確立し、大学教育の改革サイクルを展開させること。

このように、学士課程教育を各教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換^{*1}が必要である。そのためには、教学シス

*1 プログラム中心の考え方に基づいた具体的な取組例としては、「育成する人材像に即した4年一貫の教育プログラム」（新潟大学）や「カリキュラム・フロー（マップ）到達目標達成型の教育プログラム」（金沢工業大学）がある（関連データ（p 72））。

テムの再構築やそれを支援するスタッフの養成や確保が必要となる。

このような全学的な教学マネジメントの確立のためには、学長のリーダーシップによる全学的な合意形成が不可欠であり、それを可能とする実効性ある全学的なガバナンスと財政基盤の確立が求められる。

教員にはそれぞれの授業において学生の知的・人間的能力を開花させる質の高い教育を展開する責任がある。学生がその潜在的能力を眠らせたまま大学を卒業してしまうことは、当該学生にとっても、社会にとっても大きな損失であり、学長や教学担当副学長等の全学的な教学マネジメントに当たる者は、潜在的能力を含めて学生の能力を開花させる学士課程教育を大学が組織的に提供する責任があることを改めて認識する必要がある。

以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。

7. 質的転換に向けた更なる課題

(大学による改革努力と課題)

本審議会は、本年3月26日に大学分科会大学教育部会の「審議まとめ」^{*1}を公表した後、このような現状の背景を理解するために、各地で開催された「大学教育改革地域フォーラム」を通じて学生や教職員と直接議論するとともに、学長・学部長アンケート、パブリック・コメントによる意見聴取、有識者からのヒアリング等を実施した。

*1 「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」平成24年3月26日中央教育審議会大学分科会大学教育部会審議まとめ (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm)

前述のとおり、学士課程教育の改善のための取組は様々な形で進展している。本審議会も、これまでの審議過程等を通じ、多くの教員や職員が目の前の学生に向かい合い、真剣に教育しようとしている様子に接してきた。また、学長・学部長アンケートでは、授業の工程表としてのシラバス、履修系統図^(※)、ティーチング・アシスタント(TA)^(※)やアドバイザー等による教育サポート、学位授与方針に基づく組織的な教育の改善のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)の充実などは高い割合で実施されており、かつ、今後更に推進したいという回答が多かった。また、学修ポートフォリオ^(※)の活用や学生の学修経験等を問うアンケート調査(学修行動調査^(※)等)の重要性の認識も比較的高かった。

しかしながら、我が国の学生の学修時間は全体として短く、多くの国民は大学教育の現状を肯定的には捉えていない。このギャップの中で、学士課程教育の質的転換に熱心に取り組んでいる教員や職員の意欲を阻喪させることなく、それぞれの大学において教育の質的転換のための改革サイクルが持続的に機能するようにするためには、学士課程教育をめぐる問題の背景や原因を分析した上で、大学や社会全体で有効な対応を講じることが必要である。

「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着

学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待した学位を与える課程(プログラム)としての「学士課程教育」という概念の定着がいまだ途上であるという現状である。学長・学部長アンケートにおいても、「科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」、「授業科目が細分化され、開設科目が多い」、「教育課程の編成が学科など細分化された組織を中心として行われている」ことに問題があるという課題意識が強いことがうかがえる。また、教学マネジメントの確立については、「明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築」、「学内／学部内の教員間での教育改善に関する認識の共有」が重要であるとの認識が高かった。

課題の解決には以下の諸点の改善が求められる。まず、成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」^(※))に則^{のつと}って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。

前述のとおり、学士課程教育をプログラムとして充実させるためにそれぞれの大学や文部科学省等が行うべき方策は、既に学士課程答申で詳細かつ網羅的に示されている。今必要とされるのは、これらを単にそれぞれ別個に実施することではなく、教職員の意識改革を進めつつ、上記の改革サイクルを相互に関連させながら、全学的な教学マネジメントの中で実際に機能させることである。

(学修支援環境の整備についての課題)

第二の点は、主体的な学修の確立の観点から、学生の学修を支える環境を更に整備する必要があることである。学長・学部長アンケートでは、「きめ細かな指導をサポートするスタッフが不足」しているという課題意識が強い。その他、専任教員数の充実、主体的な学修を支える図書館の充実や開館時間の延長、学生による協働学修の場や学生寮等キャンパス環境の整備、奨学金の充実など、様々な意見や要望が寄せられた。学生が平日はアルバイト等を行うことなく学修に専念できる環境を整備すべきであるという指摘は、今日的に特に重要である。

(高等教育と初等中等教育の接続についての課題)

第三の点は、初等中等教育、特に高等学校教育と高等教育の接続や連携が必ずしも円滑とは言えない現状である。すなわち、18歳人口減少期における大学・学部等の設置に関する抑制方針の原則撤廃による進学率の上昇、高等学校教育の制度・実態両面にわたる多様化、大学入試の実施方法の多様化や評価尺度の多元化は、各大学・学部がそれぞれ入学試験を実施し入学者を決定するという我が国固有の仕組みのもとで、高等学校と大学との接続の在り方を質的に変容させ、複雑かつ多様な実態をもたらしている。

その結果、高等学校では学力中間層の高校生の学習時間が大きく減少している、大学では初年次教育や補習学修等が増加している、高等学校の教育課程の弾力化への対応によって大学入試センター試験は限界と言われるほどに複雑化しているなど、改善を要する状況が生じている。

大学における主体的な学修は、義務教育及び高等学校教育を通じて基本的な知識・技能の着実な習得やそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力等、並びにそれらを支える学修意欲、倫理的、社会的能力が基盤として形成されてこそ成立する。

前述のアンケートによれば、学長・学部長は、大学での学修にとっての課題として「学生の自ら学び考える習慣が不足している」ことを強く意識しており、高等学校教育と大学教育が連携・協力しながら、両者の学びの質を高めることを求める声は教員や学生からも数多く寄せられた。

(地域社会や企業など、社会と大学の接続についての課題)

第四の点は、地域社会や企業など、社会と大学との関係を見直す必要性である。就職活動の早期化・長期化が学生の主体的な学修を阻害している現状は深刻であり、教員や学生からその是正を求める強い声が多い。例えば、授業に出席せずに就職活動をしていても卒業できる大学の現状、授業時間にかかる時期に学生を呼び出したりする企業の現状がある。また、大学教育改革地域フォーラムにおいて、就職面接等で企業から卒業論文の内容等についてほとんど聞かれたことがなく、大学での学修が社会で生きるという意識が芽生えないという学生からの指摘もあった。一方、学長・学部長アンケートにおいては、学外からの支援の中で地域社会や企業による「インターンシップなど体験・実践活動のための協力」が重要であるという認識が強いことが示された。

学修と就職活動の相克は、喫緊の課題として企業側の理解を得て解決されなければならない。大学生の主体的な学修の確立や学修への動機付けという観点から、地域社会や企業と大学や大学間連携組織（コンソーシアム）が新しい連携・協力関係を構築することが期待される。

8. 今後の具体的な改革方策

学士課程教育の質的転換を図るために必要な改革方策（本文の6）を、それに向けた課題の背景（本文の7）と文部科学省の「大学改革実行プラン」（平成24年6月5日）^{*1}などを踏まえて、

- ① 大学や文部科学省、企業等において速やかに取り組むことが求められる事項
- ② 本審議会として制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要があり直ちに議論を開始する事項

に分けて整理すると以下のとおりである。これらについては、大学改革実行プランに示された工程表も踏まえて迅速かつ着実に実施されることが重要と考える。

*1 「大学改革実行プラン」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/1321798.htm)

① 速やかに取り組むことが求められる事項

(大学)

大学においては、各大学の状況を踏まえ、例えば、以下のような取組を行い、学士課程教育の質的転換を図ることが求められる。

- (ア) 学長を中心として、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し、当該大学の学位授与の方針の下で、学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること、プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること、プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則^{のつと}った成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。

学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針^(※)、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査）^(※)、ルーブリック^(※)、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

教育プログラムの策定においては、CAP制^(※)やナンバリング等を実際に機能させながら、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするように授業科目の整理・統合と連携を図る。また、学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画、貢献についての教員評価を行い、教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰等に活用する。

学部長の選任に当たっては、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを担い、大学教育の改革サイクルの確立を図るチームの構成員としての適任性という観点も重視する。

- (イ) 全学的な改革サイクルの確立のため、ワークショップを中心に「プログラムとしての学士課程教育」という基本的な認識の共有や教育方法に関する技術の向上に資する充実したFDを実施する。そのために、専門家（ファカルティ・ディベロッパー）の養成や確保、活用を図る。
- (ウ) 学部等の縦割りの構造を超えて学士課程教育をプログラムとして機能させるためには、教員だけではなく、職員等の専門スタッフの育成と教育課程の形成・編成への組織的参画が必要であり、例えば、他大学との事務の共同実施等で

リソースを再配置するといった工夫もしつつ、その確保と養成を図る。

(大学支援組織)

大学の活動を支える大学間連携組織（コンソーシアム）、大学団体、学協会、認証評価機関、大学連携法人^{*1}等の大学支援組織は、学士課程教育の質的転換に大きな役割を果たすことが求められている。上記（イ）、（ウ）のファカルティ・ディベロッパーや教育課程の専門スタッフの養成・研修などのほか、例えば以下のような取組が期待される。

- (ア) 大学情報の積極的発信について、一年間の成果を比較可能な形で情報発信する「アニュアル・レポート（年次報告書）^(※)」として自己点検・評価の公表や活用を行うとともに、大学教育の質保証のための新法人において認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて、平成26年度から本格的に運営する「大学ポートレート（仮称）^(※)」の積極的な活用を促進する。「大学ポートレート（仮称）」の重要な役割の一つは、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについて、数値以外を含む情報を提供することにより、社会において従来 of 偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有を図ることにある。
- (イ) アセスメント・テスト（学習到達度調査）、学修行動調査、ルーブリック等、学生の学修成果の把握の具体的な方策については、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学連携法人、大学間連携組織（コンソーシアム）、学協会等において速やかに、かつ多元的に研究・開発を推進する。
- (ウ) 学士課程答申を踏まえた文部科学省の依頼により、日本学術会議は平成22年8月に「大学教育の分野別質保証の在り方について」を回答した。同回答の中で提言された「分野別の教育課程編成上の参照基準」については、現在、日本学術会議において言語・文学や経営学、法学等の分野で審議が進んでおり、それらは、各専門分野の学修における知識の習得や能力の育成について指針を明確に整理した画期的なものとなっている。これらは、各大学における改革サイクルの確立に際して重要な参考になるものと考えられ、日本学術会議には引き続き他の分野についての審議の促進を期待したい。文部科学省はその旨を日本

*1 ここでは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「大学連携型」とされた独立行政法人を指す。大学入試センターと大学評価・学位授与機構を統合するとともに、廃止される国立大学財務・経営センターの業務を承継し、平成26年4月を目指し、創設することとされている「大学教育の質保証のための新法人」のほか、日本学術振興会、日本学生支援機構が該当する。

学術会議に依頼するとともに、各大学や認証評価機関におけるその活用を促す。

- (エ) 大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証^(※)を重視する動き^{*1}を踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である（別添3参照）。また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインターンシップ等で積極的に連携することが求められている地域社会や企業等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

(文部科学省等)

文部科学省等には、大学の主体的な取組を支える観点から、以下のような取組が求められる。

- (ア) 大学教育の質的転換、研究力や地域の拠点としての機能の強化等を図るため、高等教育に対する公財政措置や税制改正等により企業等からの大学への支援を促す仕組みの充実を図る。
- (イ) 各大学における全学的な教学マネジメントの下での改革サイクルの確立を促進するため、教学に関する制度の見直しを図るとともに、基盤的経費や国公立大学を通じた補助金等の配分に当たっては、例えば、組織的・体系的な教育プログラムの確立など、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保をはじめ教学上の改革サイクルの確立への取組状況を参考資料の一つとする。
- その際、TA等の教育サポートスタッフの充実、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化、ICT^{*2}を活用した双方向型の授業・自修支援や教学システムの整備など、学修環境整備への支援も連動させながら充実する。
- (ウ) 各大学における教学システムの確立に不可欠なファカルティ・ディベロッパ

*1 大学基準協会では平成23年度実施分から、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構では平成24年度実施分から、内部質保証の評価を導入している。（大学基準協会：http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/e_standard/university/u_standard.pdf）（大学評価・学位授与機構：http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/_icsFiles/afieldfile/2011/06/28/no6_1_1_daigakukijun24.pdf）（日本高等教育評価機構：http://www.jiheer.or.jp/download/02_24jisshitanko.pdf）

*2 ”information and communication technology”の略。情報通信技術。

一、あるいは入学者選抜や教学に関わるデータ分析、テスト理論や学修評価等の知見を有する専門スタッフの養成や確保・活用のために、拠点形成や大学間の連携の在り方等に関する調査研究を行う。なお、これと並行して、体系的FDの受講と大学設置基準第14条（教授の資格）^{*1}に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係の整理について検討を行う。

- (エ) 学生に対する経済的支援については、奨学事業等^{*2}の強化や、いわゆるワーク・スタディ^(※)の促進、企業や個人からの寄附などを促すための税制改正等を含め、更にその充実を図る。
- (オ) 大学の教育課程を能力に着目して捉えることを前提に、授業科目に着目した現在の各種国家資格等に係る教育課程指定の在り方について、文部科学省として研究を速やかに進める。また、学士課程教育に求められている専門職業人養成においても、専門的知識の修得にとどまらず、批判的、合理的な思考力など、必要な能力についてその重要性を踏まえ制度の検討を進めるとともに、そのような能力の育成に向けた各大学の取組を促す。なお、専門職業人養成のいくつかの分野において進められている分野別到達目標や分野別第三者評価の策定などの分野別質保証の取組^{*3}を支援する。
- (カ) 学生の思考を引き出す教科書等の教材や教育方法の開発・研究など、教育に関する特色ある自発的な取組に対しても支援を行う。
- (キ) 「大学教育改革地域フォーラム」のような学生との熟議や直接的な議論の場を継続し、学士課程教育が学位授与の方針に基づいた体系的で組織的なプログ

*1 大学設置基準（文部科学省令第28号）（抄）

第14条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でてしていると認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

*2 従来の奨学金事業や授業料減免に加え、東日本大震災被災者を対象とした就学支援を含む。

*3 医療系人材養成、獣医師養成、技術者養成の分野においてこのような取組が進められているほか、教員養成の分野では、教員養成評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価システムの取組等が進められている。

ラムであるべきことの認識の共有を図るとともに、大学に対しても学生の意見を全学的な教学マネジメントの確立のために有効に活用するよう促す。

(地域社会・企業等)

地域社会や企業等には、大学と連携しつつ、以下のような取組が期待される。

- (ア) 学士課程教育はキャンパスの中だけで完結するものではなく、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験等は、学生の学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つ。特にインターンシップは、学生が自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することを通じ、専門知識の有用性や職業自体について具体的に理解し、労働への意欲・態度を高めるとともに、自己の適性や志向に照らし進路を考える機会として活用することが求められる。したがって、地域社会や企業等と大学は、プログラムとしての学士課程教育の質的向上のための、地域・企業参画型の新たな連携・協力に取り組むことが重要である。あわせて、学生に対する経済的支援の充実のための連携協力を進めることを望みたい。
- (イ) 知識基盤社会にあつて、大学は、個人が生涯にわたって知的な基礎に裏付けられた豊かな教養や知識、技術、技能を主体的に学修する機会を提供し、その地域に即したイノベーションの創出をリードする地域社会の核である。地方自治体や地域社会は、地域の大学と連携し、その知的資源を積極的に活用することが期待される。その際、放送大学等の通信教育の利活用も重要である。地方自治体が、それぞれの教育や地域の振興に関する計画等において大学との連携を明確に位置付け、これらの取組を積極的に推進することが有効と考えられる。
- (ウ) 学生が十分な学修時間を確保し、主体的に学修する力を確実に身につけるために、企業には、大学における学修を尊重する立場から、大学側との協議によって採用活動の開始時期を更に見直すなど、就職活動の早期化・長期化の是正を図ることが求められる。具体的には、採用に関する広報活動の開始時期は卒業前年度の3月以降、選考活動は卒業前年度の成績を適切に評価できる時期以降（卒業年度の夏季休暇以降）とすること^{*1}が求められる。このことは質の高い人材を得るということにつながるため、長期的には企業にとっても有益であ

*1 「平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職に関する要請」（平成23年3月17日就職問題問題懇談会座長名要請文書）（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1311996.htm）

る。

また、就職活動の際、企業は、学生が大学において身に付けた汎用的能力や専門的知識を積極的に問うことによって、学生の学修への動機付けを高めることが望まれる。同時に、大学は学生の学修成果の評価を厳格に行うことによって、企業においてそれが適正に評価されるようにすることが重要である。

② 本審議会において速やかに審議を開始する事項

本審議会は、上記改革の進捗状況についてフォローアップと分析を行い、改革の着実な実施と更なる改善のために必要な提案を随時行っていくこととしている。

本審議会において、制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要があり、速やかに議論を開始する事項は以下のとおりである。本審議会は、下記の事項について一年程度の審議を経て基本的な考え方をまとめる方向で積極的に審議を進めることとしている。各大学においては、このような審議を先取りして、むしろ新しいモデルを示すような主体的かつ前向きな取組を期待したい。

- (ア) 前述のとおり、現在、高等学校教育と高等教育の接続や連携は必ずしも円滑とは言えない。高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育は相互に関連し合っており、どれか一つにのみ課題があると捉えたり、特定の部分についてのみ改善を加えようとしたりすることでは、問題は解決しない。これからの社会を担う生徒・学生に必要な能力を育成するという観点から、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育という三局面の連携と役割分担を見直し、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を、高等学校と大学のそれぞれが責任を持ちつつ、連携しながら同時に進めることが必要である。

高等学校において知識・技能の確実な習得とともに、言語活動、探究活動や社会体験活動等を通して批判的・合理的な思考力や学習意欲、倫理的・社会的な能力、チームで行動できる力を育成し、大学において専門分野の学修を通じこれらの汎用的能力を更に伸ばすためには、

- ① 高等学校から大学への移行において、単に知識を再生する力だけでなく、広く汎用的な能力を問うとともに、
- ② 大学における学修成果を各大学や分野の特性に応じて可視化することが重要であると考え。

このため、国内外の様々な教育の質保証のための仕組みや構想、下記(イ)の検討状況等を踏まえ、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育という三局面の改善を総合的にどのように結びつけ、具体化するかについて、本審議会に新たに特別な審議の場を設置して、大学や高等学校の関係者、受験生や保護者、

地域や企業の関係者などと広く国民的な対話・議論を行いつつ、審議を行うこととしたい。

- (イ) 我が国の大学において、「プログラムとしての学士課程教育」という概念が定着していない理由の一つには、平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」と指摘されているとおり、現行の学校教育法第9章に定める大学制度が大学や学部・学科、研究科といった組織に着目して構成されていることがある。大学の教育研究上の基本組織として学部が位置付けられている現行の大学制度は長い経緯を有し制度として定着しているが、今後、学生の流動性の向上など高等教育全体の柔構造化の視点も踏まえ、その在り方について更に審議を深めることが必要であろう。
- (ウ) (イ)の観点も踏まえ、大学改革を推進し、大学が社会をリードする役割を一層果たしていくために、多様で多目的な大学マネジメントの本質にふさわしいガバナンスの在り方や財政基盤の確立について議論を進める。
- (エ) 社会経済構造の変化の中でその重要性が増し、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討することとしたい。

なお、1. で述べたとおり本答申は、学士課程教育の質的転換に焦点を当てたものである。上記の速やかに審議すべき事項以外にも、社会人の学び直しの場合や地域社会の核としての大学の役割を果たすための課題・論点や職業教育、教育費負担の在り方、国際化の拠点となる大学の形成や海外の大学との国際的な教育連携強化の更なる推進方策など、議論すべき事項は多い。これらの諸課題についても、速やかに審議すべき事項との関連も踏まえつつ、順次、検討を進めることとしたい。

(別紙) これまでの審議経過

1 中央教育審議会への諮問

- 平成20年7月に政府によって閣議決定された「教育振興基本計画」は、大学に関し、平成20年度からの5年間で、特に重点的に取り組む事項として、教育力の強化と質保証、卓越した教育研究拠点の形成と国際化の推進等の施策を示すとともに、この「5年間で高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得る」としている。
- このことを受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問「中長期的な大学教育の在り方について」がなされ、大学分科会において、その具体的な検討が付託されたことを受けて、9月25日以降審議を進めてきた。

2 諮問事項と審議の進め方

- 諮問の主な内容は、以下の三つからなっている。
 - ① 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について
 - ② グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について
 - ③ 人口減少期における我が国の大学の全体像について
- 加えて、①～③に関連する行財政システムの検討を行うこととされている。

(第4期中央教育審議会における検討)

- 諮問を受けた第4期大学分科会(任期：平成19年2月～平成21年1月)では、審議事項は多岐にわたるものの、各事項は深く関連しているため、部会等に分割して検討を委ねるのではなく、大学分科会として直接に審議を行った。

なお、審議事項のうち専門的な内容に関しては、大学分科会に置かれた「大学教育の検討に関する作業部会」に計13のワーキンググループ(WG)を設け、各WGが各種の調査・分析・論点整理のための専門的な検討を行い、論点がある程度整理されたものから、随時、大学分科会にフィードバックし、大学分科会を審議の主体とした。

平成21年1月26日まで7回の審議^{*1}を行い、同日付けで審議経過^{*2}を取りまとめた。

*1 審議経過(p154～155)参照。

*2 1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方、2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方、3 人口減少期における我が国の大学の全体像について、①現状、②大学分科会における審議、③基本的考え方、④今後の対応について整理し、未着手の事項と併せて、引き続き議論を深める必要性を示した。

(第5期中央教育審議会における検討)

- 平成21年2月に発足した第5期大学分科会では、第4期と同じく、大学分科会が主導的に検討を行うことを基本とした上で、審議の機動性を高め、議論の内容を深化させるため、五つの部会と二つの委員会を設置するとともに、部会の下に複数のワーキンググループ(WG)を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、調査・分析・論点整理を行った。

- 多岐にわたる審議事項について、段階的に論点を整理しており、そうした審議経過の概要を随時取りまとめてきた。

- ・平成21年6月「第1次報告」*1

- ・ 〃 8月「第2次報告」*2

- ・平成22年1月「第3次報告」*3

- ・ 〃 6月「第4次報告」*4

これらの4回の報告は、各種審議事項に関し、

①制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、

②一定の方向性を提示し、更なる審議を要するもの、

③論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、

など多様な内容を含んでいる。そのうち大学設置基準等の改正に関し、具体的な提言に至ったものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、以下のとおり、その改正を随時答申している。

- ・平成21年10月：地域の医師確保等に早急に対応するため、医学教育の定員増のための専任教員数と校舎面積の規定を整備することを目的として、大学設置基準等の改正を答申。

- ・平成22年2月：社会的・職業的自立に関する指導等の規定を整備するため、大

*1 公的な質保証システムに関する論点整理。グローバル化の進展に関する論点整理。大学の量的規模の検討の論点整理。大学の適正規模を踏まえた自主的な組織の見直しの支援の提言。大学教育・学生支援の共同利用拠点制度の創設の提言。

*2 公的な質保証システムに関し、設置基準・設置認可審査・認証評価に関する経緯と課題の整理。また、大学院教育の実質化に関する課題整理。学生の経済的支援の提言。

*3 「社会的・職業的自立に関する指導等」の設置基準の改正。教育情報の公表の検討開始。大学院教育に関する大学の取組の検証開始。海外大学とのダブル・ディグリー等のガイドライン案の作成。大学の自主的な経営改善への支援の検討課題の整理。社会人学生の受入れ促進支援の検討開始。

*4 公的な質保証システム(設置基準、設置認可、認証評価)を整備。教育情報として公表すべき最低限の事項を明確化。履修対象者を明確にした教育プログラムの整備、大学間連携を通じ地域ニーズに応じた人材養成、学修成果の評価・活用の促進。海外の大学とのダブル・ディグリー等による教育連携促進の運用上のガイドラインを整備。アジア地域経済の一体的進展を踏まえた人材育成。従来の大大学院振興施策についての成果や課題の検証実施、及び第2次大学院教育振興施策要綱(仮称)を視野に入れた今後の新たな施策の検討開始。国公立大学の機能と役割の整理。私立大学の健全な発展のための対応を整理。大学の機能別分化を踏まえた施策の充実、各大学の特色を踏まえた評価の検討。

学設置基準等の改正を答申。

- ・平成22年2月：法科大学院における法学未修者の学修の充実に係る専門職大学院設置基準の改正と、認証評価の評価項目の追加等のための文部科学省令の改正を答申。
- ・平成22年5月：教育情報の公表の促進のため大学設置基準等の改正を答申。
- ・平成22年6月：国際連合大学が大学院の課程を開設することを受けて、我が国の大学院入学資格との接続や、大学院との単位互換を可能とする大学院設置基準等の改正を答申。

○ また、大学院教育に関しては、平成17年9月の「新時代の大学院教育」後の状況を踏まえた検討を行い、その結果を平成23年1月に「グローバル化社会の大学院教育」として取りまとめた。

○ このほかにも、審議を通じて具体的な提言に至ったものについては、制度改正や予算措置等を講じた。

大学分科会では、平成23年1月19日まで19回の審議^{*1}を行い、同日付けで「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」^{*2}を取りまとめ、これまでの検討も踏まえつつ、引き続き各界の意見も踏まえて検討を行うこととした。

(第6期中央教育審議会における検討)

○ 平成23年2月に発足した第6期大学分科会では、これまでの審議を踏まえ、特に以下の観点に重点を置いて審議を行うことについて、文部科学省より要請があった。

- ① 教育の質の保証・向上の推進方策について
- ② 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策について
- ③ 大学の組織・経営基盤の強化について

このため、二つの部会と二つの委員会を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、今日まで調査・分析・論点整理を行ってきた。

○ その間、大学設置基準等の改正に関し、大学を取り巻く状況等に速やかに対応す

*1 部会では43回、ワーキングでは45回審議を行った。(審議経過 (p 155~160, 163~166) 参照)

*2 公的な質保証システム(設置基準、設置認可審査、認証評価)の改善。グローバル化への対応(海外大学とのダブルディグリーを推進するガイドラインの公表など)。大学の活動に関する情報の公表(大学が公表すべき教育情報の明確化など)。設置形態、機能別分化と大学間連携の促進。教育研究機能の充実のための取組・経営の基盤強化(大学財政の重要性と今後の改善)を提言。また、更に検討すべき課題として、体系的・一貫性のある学位プログラムの確立、各大学の教育研究の状況の可視化、機能別評価の導入、大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化などを論点整理。

るため、以下のとおり、その改正を随時答申している。

- ・平成24年1月：課程を通じて一貫した体系的なプログラムを持った博士課程教育を構築すること等により大学院教育の質を高めるため、大学院設置基準等の改正を答申。
 - ・平成24年3月：空地及び運動場に係る要件を弾力化するため、大学設置基準等の改正を答申。
- また、同年8月24日には、機能別分化の進展への対応の観点から、大学の取組を支援する方策を中心に、「中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について」^{*1}を取りまとめた。
- 学士課程教育に関しては、大学教育部会において11回にわたって審議^{*2}し、平成24年3月26日に、学士課程教育の質的転換への好循環の第一歩（始点）として、まず「質を伴った学修時間の実質的な増加・確保による学生の主体的な学びの確立」に取り組む必要があるということを経典的な考え方とする「審議まとめ」^{*3}を取りまとめ、公表した。

*1 我が国の大学改革として急がれる課題として、①大学教育を通じた共通基盤の確立（学士課程における学生受入れ／教育課程の編成／学位授与の方針の明確化、大学院教育の実質化）、②機能別分化の進展への対応、③これらのための、学内ガバナンス強化を挙げ、議論の進め方を整理。また、機能別分化の進展に対応した取組への財政支援、大学の教育活動の可視化大学を支援する団体の役割の充実など当面の支援策を取りまとめた。

*2 審議経過（p 160～162）参照。

*3 「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」平成24年3月26日中央教育審議会大学分科会大学教育部会審議まとめ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm）

各学校段階の学びに関する制度

学校段階	幼稚園・保育所等	義務教育	高校教育	高等教育
<p>授業内容・時間に関する制度</p>	<p>[幼稚園]</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育については「ねらい」と「内容」が幼稚園教育要領に定められているが、授業時数は定められていない。 幼稚園教育要領の趣旨は、保育所保育指針などにより保育所や子ども園においても踏まえられている。 	<p>[小学校] [中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育内容・授業時数は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。 (例) 小1 850コマ × 45分 = 638時間 小6 980コマ × 45分 = 735時間 中2 1,015コマ × 50分 = 846時間 ・ <u>授業時数制</u> 各教科ごとに授業時数が法令で規定されている。 	<p>[高等学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育内容、卒業に必要な単位数、必修教科・科目等は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。 (例) 標準単位時間 = 35週 × 30単位時間 × 50分 = 875時間 ・ <u>単位制</u> 単位に算入するのは、<u>授業時数のみ</u>。予習・復習などは単位時間に含まれていない。 	<p>[大学・短期大学]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学修内容については法令で規定されていない。 卒業に必要な単位数等は、大学設置基準等で規定。 ・ 1単位は45時間の学修を要する内容で構成。 (例) 31単位 × 45時間 = 1,395時間 (※31単位 × 15時間 = 465時間) ・ <u>単位制</u> 事前の準備や授業の受講、事後の展開という学修の過程に要する時間が単位に算入。

31 教育基本法の規定

身につけるべき能力

学校段階ごとの教育の目的と目標

高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、成果を広く社会に提供することで、社会の発展に寄与する（教基法71）

「士力」①知識・理解 ②汎用的技能 ③態度・志向性 ④総合的な学修経験と創造的思考力（H20中教審答申）

【目的】
大学は、学術の中心として、広く知識を授けるときにも、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供するにとり、社会の発展に寄与する（学教法88）

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的（教基法5Ⅱ）

生涯にわたり、学習する基礎が培われるように、これらを活用して課題を解決するために必要となる思考力、判断力、表現力その他の能力を幅広く、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより、特に意を用いなければならない。（学教法30Ⅱ）

【目的】
高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す（学教法50）

【目標】

- 豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、国家、社会の形成者として必要な資質を養う
- 社会で果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- 個性の確立に努め、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う（学教法51）

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的（教基法5Ⅱ）

生涯にわたり、学習する基礎が培われるように、これらを活用して課題を解決するために必要となる思考力、判断力、表現力その他の能力を幅広く、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより、特に意を用いなければならない。（学教法30Ⅱ）

【目的】
小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す（学教法29）

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す（学教法45）

【目標】

- 規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- 生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度
- 他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度（学教法21）

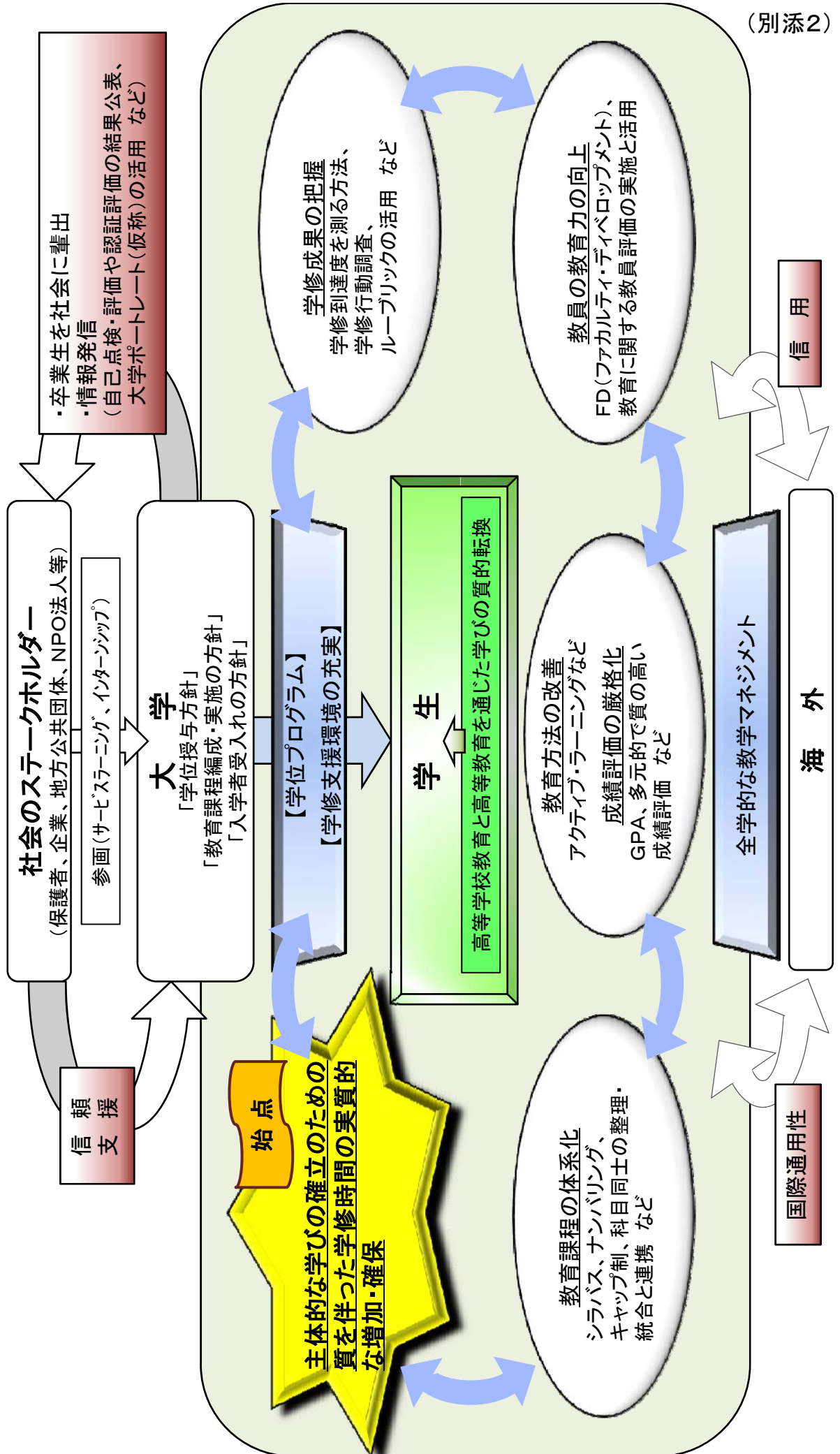
【目的】
幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（学教法22）

【目標】

- 健康、安全で幸福な生活に必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る
- 集団生活に参加する態度を養い、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律、協同の精神と規範意識の芽生えを養う
- 身近な社会生活、生命及び自然への興味、それらへの理解と態度、思考力の芽生えを養う
- 言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う
- 豊かな感性と表現力の芽生えを養う（学教法23）

学士課程教育の質的転換への好循環の確立

・次代を生きる若者や学生に、生涯学び続ける力、主体的に考える力、主体的に切り拓く力を育成する、未来をリードする大学へ
 ・そのために、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒に切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、知識の伝達・注入を中心とした授業から主体的に問題を発見し解を見出していく能動的な学修を中心とした、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育へと質的に転換



(別添2)

学修成果を重視した評価について

(別添3)

評価対象			
	学生	授業科目	プログラム (課程)
評価主体	教員組織	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき学修成果に整合した教育活動の実施状況 (授業評価、ティーチング・ポートフォリオ、シラバス・チェック) 学生の学修状況、到達度の状況 単位認定の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき学修成果に整合した教育活動の実施状況 学生の学修状況、到達度の状況 学位授与状況 進学・就職状況
	大学	<ul style="list-style-type: none"> → 教員の教育力の評価 ・ 顕彰 (ティーチング・アワード) ・ 処遇等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 教育環境の状況 達成すべき学修成果に整合した教育活動の実施状況 (シラバス、ナンバリング、アクティブラーニング、ルーブリック) 学生の学修状況、到達度の状況 学位授与状況 進学・就職状況
評価機関	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「学位授与の方針」</div>		
			<p style="text-align: center;">認証評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位の実質化のための取組の検証 大学やプログラムで目的とする学修成果の達成状況の総合的把握 内部質保証体制の検証 情報公表の状況

評価

社会・ステークホルダー

用語集

用語集

【ファカルティ・ディベロップメント（FD）】（p3、17）

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。

【「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れ方針」】（p3、4、20ほか）

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。アメリカでは、高等学校の成績の点数、高等学校で履修しておくべき科目・内容、標準的な試験の点数等を具体的に示すことが一般的である。

入学者受入れの方針に加えて、将来像答申が新たに提唱したのが、「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）」である。

将来像答申は、組織的な取組の強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹をなすものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調している。

さらに、学士課程答申では、学士課程教育の改革の実行に当たり、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、及び「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確に示すことが最も重要であるとし、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」のそれぞれに対応するとした。また、これらの方針において、大学の個性・特色は具体的に反映されるものであるとしている。

【ナンバリング】（p3、4、15ほか）

ナンバリング、あるいはコース・ナンバリング。授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。

対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。

また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる（p71参照）。

【授業計画（シラバス）】（p3、4、12ほか）

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が書く授業科目の準備学修等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。アメリカでは、教員と学生の契約書とされている例もある。

授業内容の概要を総覧する資料（いわゆるコース・カタログ）とは異なり、科目の到達目標や学生の学修内容、準備学修の内容、成績評価の方法・基準の明示が求められる。

【アクティブ・ラーニング】（p3、4、9）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等によっても取り入れられる。

【アカデミック・アドバイザー制度】(p4)

専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学生一人一人を担当し、学生の成績(GPA)や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学生指導を行う制度。アカデミック・アドバイザーが入学時から卒業時まで継続的に指導する体制をとることで学生の修学指導に責任を持ち、また、きめ細やかな学生のサポートの実現が期待される。

【クリッカー】(p4)

学生一人一人が手のひらサイズのリモコンを持ち、講義中に出される質問に対してリモコンの番号を押して回答するシステムで、学生の回答は瞬時に集計され、結果がグラフ等でスクリーンに映し出される。講義者と学修者の双方向コミュニケーションを可能にするツールの一つであり、学生の集中力を保つとともに、学生の理解度をその場で把握して授業に反映することができ、授業の質を高めるうえで効果的な方法の一つとされている。

【サービス・ラーニング】(p10、24)

教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

サービス・ラーニングの導入は、①専門教育を通して獲得した専門的な知識・技能の現実社会で実際に活用できる知識・技能への変化、②将来の職業について考える機会の付与、③自らの社会的役割を意識することによる、市民として必要な資質・能力の向上、などの効果が期待できる。

(詳細：<http://www.human.tsukuba.ac.jp/gakugun/k-pro/aboutSL/aboutSL.html>)

【履修系統図】(p17)

学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図、カリキュラムマップ、カリキュラムチャート等。

【ティーチング・アシスタント(TA)】(p17)

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実施・実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの。我が国のTAの数は8万人(平成21(2009)年度の文部科学省調査)であるが、その内訳を見ると、実験・実習等、自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向がある。また、大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、TAとは区別してスチューデント・アシスタント(SA)と称することが多い(p73参照)。

【学修ポートフォリオ】(p17、20)

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果(例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など)を長期にわたって収集したもの。それらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図っていくことを目的とする。従来への到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用される。

【学修行動調査】(p17、20、21)

学生の行動や満足度に関するアンケートを基本とした調査。複数大学の学生を対象に共通の質問項目で調査を実施することにより、学部間・大学間の状況比較や、学年進行に伴う変化の把握、学内の他のデータ(成績等)と組み合わせて各種の分析に役立てるために開発されたものである。

米国ではフルタイム・パートタイムの別、幅広い年齢層、4,600以上の高等教育機関それぞれの目的・性格の違い等を考慮し、「学生の行動にどのような変容を及ぼしたか」という観点での行動調査が行われるようになった(p74参照)。

【アセスメント・ポリシー】(p17、20)

学生の学修成果の評価(アセスメント)について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。英国では、高等教育質保証機構(QAA: Quality Assura

nce Agency for Higher Education) が中心となって質保証に関する規範(※)を策定し、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準や手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内の方針を定めている。

※ 「英国高等教育のための質規範」(UK Quality Code for Higher Education)。2011年に同規範のが策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」(Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education) が同様の役割を担っていた。

【アセスメントテスト(学修到達調査)】(p20、21)

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA、MAPP等がこれに当たる。

米国で導入されているアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる(p73~74参照)。

【ルーブリック】(p20、21)

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

コースや授業科目、課題(レポート)などの単位で設定することができる。

国内においても、個別の授業科目における成績評価等で活用されているが、それに留まらず組織や機関のパフォーマンスを評価する手段とすることもでき、米国AAC&U(Association of American Colleges & Universities)では複数機関間で共通に活用することが可能な指標の開発が進められている(p75~76参照)。

【CAP制】(p20)

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

我が国の大学制度は単位制度を基本としているが、大学設置基準上1単位は、教員が教室等で授業を行う時間に加え、学生が予習や復習など教室外において学修する時間の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されている。また、これを基礎とし、授業期間は1学年間におよそ年30週、1学年間で約30単位を修得することが標準とされ、したがって大学の卒業要件は4年間にわたって124単位を修得することを基本として制度設計されている。

しかしながら、学期末の試験結果のみで単位認定が行われるなどの理由から、学生が過剰な単位登録をして、3年で安易に124近くの単位を修得し、結果として45時間相当に満たない学修量で単位が認定されているという現象が生じたことから、平成11年に、大学設置基準第27条の2第1項として、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」と規定された。

【アニュアル・レポート(年次報告書)】(p21)

年次報告書ともいい、株式を上場・店頭公開している企業が事業年度終了後に作成する財務諸表等を記載した報告書。主に海外の株主・投資家や金融機関等取引先に向け、ディスクロージャー(情報公開)という観点から経営内容についての総合的な情報を掲載している。インターネットで閲覧できる企業も多い。

法律で定められた決算短信や有価証券報告書とは異なり、企業の個性が見えやすく、また長期投資で重要となる企業のビジョン、社風、経営者の考え方、戦略、社員の状況、顧客の満足度等、財務諸表には出てこない「見えない資産」を把握することができる。

【大学ポータルレポート(仮称)】(p21)

「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」(平成23年8月5日)において、大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備することが提起された。平成24年

2月、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が発足し、大学団体が連携し、高校や産業界の意見も反映して整備を進めることとしている。

大学ポートレート（仮称）の整備により、①大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげる（いわゆるIR (Institutional Research) 機能の向上）、②各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信、③各大学の業務負担軽減（基礎的な情報を共通に公表することで大学の個別問合せへの対応を軽減）、などの効果が見込まれている（p77参照）。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/44/toushin/1310842.htm)

【内部質保証】（p22）

高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。

（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/package/no9_21_niadue_glossary3_2011_v2.pdf)）

【ワーク・スタディ】（p23）

学生が、大学の内外においてパートタイムの仕事に従事して必要な学費等をまかないながら学修を行うこと。米国では連邦政府が、ワーク・スタディ支援のための補助金事業、FWS (Federal Work-Study) プログラムを実施している。学生は大学や地方自治体、NPOなどで公共的な仕事に従事し、雇用者は学生に支払う労働報酬の半分以上について連邦政府からの補助を受けることができる。週当たりの就労時間には上限が設けられており、雇用者は、学生の授業スケジュールと学修状況を考慮して仕事を課さねばならないこととされている。FWSプログラムには約3400の高等教育機関が参加しており、予算規模は約12億ドル（2011会計年度）。

概要

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)の概要

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は、
・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進
により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換
や客観的データの重視の視点

初等中等教育から高等教育にかけて
能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会
⇒「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と権想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4.6時間)。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む) ・組織的な教育の実施 ・授業計画(シラバス)の充実 ・学的な教学マネジメントの確立
- ◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

7. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④ 社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化の是正等)

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

8. 今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大学

- 大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、体系的な教育課程(P) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメントテストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(C) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(A) という改革サイクルを確立。
- 学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

大学支援組織

(大学団体、評価機関、日本学術会議等)

- ◆ファカルティ・デベロップメント(教員の研修、FD)や教育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の積極的発信の促進。
- ◆アセスメントテストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発。
- ◆教育課程の参照基準(日本学術会議、経営学、言語・文学、法学が先行)等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善(学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等)。

文部科学省等

- ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

地域社会・企業等

- ◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的な活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

速やかに審議を開始する事項

- ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
- ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
- ◆短期大学士課程の在り方について検討。
- ◇それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。

